

別冊資料編

大田区こども家庭部保育サービス課
令和 6 年 12 月改訂
令和 8 年 3 月改訂

目 次

別紙 1	保健日誌	・ ・ ・ ・ ・	1
別紙 2	登園届	・ ・ ・ ・ ・	5
別紙 3	災害共済給付制度について		
	災害報告書	・ ・ ・ ・ ・	7
	災害継続報告書	・ ・ ・ ・ ・	8
	医療等の状況（病院用）	・ ・ ・ ・ ・	9
	医療等の状況（接骨院用）	・ ・ ・ ・ ・	10
	調剤報酬明細書	・ ・ ・ ・ ・	11
	高額療養状況の届	・ ・ ・ ・ ・	12
別紙 4	保育園の与薬について	・ ・ ・ ・ ・	13
別紙 5	発達確認票	・ ・ ・ ・ ・	17
別紙 6	熱性けいれん予防薬の取り扱いについて		19
別紙 7	けいれんチャート		23
別紙 8	乳幼児のけいれんチェックリスト	・ ・ ・ ・	24
別紙 9	保育園におけるメガネの使用の	・ ・ ・ ・	25
	対応について		
別紙 10	標準的標準身体・体重曲線	・ ・ ・ ・	27
別紙 11	乳糖不耐症（二次性含む）対応について		30
別紙 12	体調不良児の観察表	・ ・ ・ ・	34
別紙 13	0歳児健康診断記録表	・ ・ ・ ・	35
資料 1	歯科健康診査の記入について	・ ・ ・ ・	36
資料 2	次亜塩素酸ナトリウムの希釈液の作り方		38
資料 3	虐待チェックリスト	・ ・ ・ ・	39
資料 4	汚染された衣類等の取り扱い	・ ・ ・ ・	40
資料 5	熱中症予防・対策について	・ ・ ・ ・	43
資料 6	プール活動・水遊びの事故防止		
	及び熱中症事故の防止について	・ ・ ・ ・	45
資料 7	年間保健計画	・ ・ ・ ・	50
資料 8	年齢別健康教育	・ ・ ・ ・	51

別紙 1

保 健 日 誌 (0 歳児園)

月		日		曜日		天気		室温		外気温		湿度		記録		園長			
健康観察						異常及び事故発生状況	0 歳児												
							1 歳以上児												
病欠児名及び病名	0歳						異常及び事故発生状況	1 歳以上児											
	1歳																		
	2歳																		
	3歳																		
	4歳																		
	5歳																		
感染症						健康相談						備考							
月		日		曜日		天気		室温		外気温		湿度		記録		園長			
健康観察						異常及び事故発生状況	0 歳児												
							1 歳以上児												
病欠児名及び病名	0歳						異常及び事故発生状況	1 歳以上児											
	1歳																		
	2歳																		
	3歳																		
	4歳																		
	5歳																		
感染症						健康相談						備考							

保 健 日 誌 (1歳児園)

月 日 曜日			天気	室温	外気温	湿度	記録			園長	
健康観察			異常及び事故発生状況								
	1歳										
	2歳										
	3歳										
	4歳										
	5歳										
感染症			健康相談				備考				
月 日 曜日			天気	室温	外気温	湿度	記録			園長	
健康観察			異常及び事故発生状況								
	1歳										
	2歳										
	3歳										
	4歳										
	5歳										
感染症			健康相談				備考				

保 健 日 誌 (0 歳児園)

● 月 ● 日 ● 曜日			▲ 天気 ▲	▲ 室温 ▲	▲ 外気温 ▲	▲ 湿度 ▲	記録	必須	園長	必須
健康観察	・朝の受け入れ状況などラウンドで得た情報等を記入する 例) 2 歳 蒲田…昨日転んだ傷は乾いてきた 3 歳 大田…昨晩耳痛あり。本日受診予定			異常及び事故発生状況	0 歳児	・保育中の疾患・けが等を記入する ・ラウンドで得ていた児の体調等経過も記載する ・いつ、どこで、どうなった、どのような処置（対応）をし、保護者に連絡したか等、簡潔に記載する 例) 3 歳 大田…14 時午睡中左耳痛増強。体温 37.8 度。耳下冷やし母に連絡する。15 時迎え 1 歳 梶谷…10 時園庭で顔にひっかけ傷。保護者に連絡。清潔にし〇〇皮膚科に受診。軟膏処方され、××日再診となる。				
	病欠児名及び病名	0歳	・本日の欠席を記入 コドモンや電話連絡等から情報を得る 例) 大森（熱 38 度） 調布（咳）		1 歳以上児					
1歳										
2歳										
3歳										
4歳										
5歳										
感染症	・罹患状況を記入 例) 感染性胃腸炎（4 歳 6 名） インフルエンザ A（保健所に報告） コドモン配信		健康相談	・保護者・保育士から受けた児に関する相談を記入 例) 0 歳 役所…花粉症対応方法の質問あり		備考	・保健行事や健診、身体計測、歯科健診等 例) 0 歳児健診 1 歳 池上 整形外科再診終了			
	月 日 曜日			天気 室温 外気温 湿度			記録		園長	
健康観察				異常及び事故発生状況	0 歳児					
	病欠児名及び病名	0歳			1 歳以上児					
1歳										
2歳										
3歳										
4歳										
5歳										
感染症			健康相談			備考				

保健日誌 (1歳児園)

● ● ● 月 日 曜日			▲ 天気	▲ 室温	▲ 外気温	▲ 湿度	記録	必須	園長	必須
健康観察	・朝の受け入れ状況などラウンドで得た情報等を記入する 例) 2歳 蒲田…昨日転んだ傷は乾いてきた 3歳 大田…昨晚耳痛あり。本日受診予定		異常及び事故発生状況	・保育中の疾患・けが等を記入する ・ラウンドで得ていた児の体調等経過も記載する ・いつ、どこで、どうなった、どのような処置（対応）をし、保護者に連絡したか等、簡潔に記載する 例) 3歳 大田…14時午睡中左耳痛増強。体温 37.8 度。耳下冷やし母に連絡する。15時迎え 1歳 梶谷…10時園庭で顔にひっかき傷。保護者に連絡。清潔にし〇〇皮膚科に受診。軟膏処方され、××日再診となる。						
	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳	・本日の欠席を記入 コドモンや電話連絡等から情報を得る 例) 大森（熱 38 度） 調布（咳）			
感染症	・罹患状況を記入 例) 感染性胃腸炎（4歳 6名） インフルエンザ A（保健所に報告） コドモン配信		健康相談	・保護者・保育士から受けた児に関する相談を記入 例) 1歳 役所…花粉症対応方法の質問あり		備考	・保健行事や健診、身体計測、歯科健診等 例) 4.5歳身体計測 1歳 池上 整形外科再診終了			
● ● ● 月 日 曜日			▲ 天気	▲ 室温	▲ 外気温	▲ 湿度	記録		園長	
健康観察			異常及び事故発生状況							
	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳				
感染症			健康相談			備考				

別紙 2

<保護者用>

登 園 届		〔保護者記入〕
_____ 保育所施設長殿		
園児氏名 _____		
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生		
医療機関名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診) において		
病 名 _____ と診断されました。		
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と医師に判断されましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日 より登園いたします。		
_____ 年 _____ 月 _____ 日	保護者名 _____	

裏面にある感染症にかかった後の登園の際には、上記の登園届の提出をお願いいたします。
なお、以下の①の場合には、医師の診断書（有料）の提出をお願いします。
②の場合には、お子さんの早期回復と集団での感染拡大を防ぐために、登園を控えていただく
こともありますので、ご了承ください。

- ① 裏面の「登園のめやす」期間が終了しないうちに登園可能と医師に診断され、保護者が登園
を希望する場合
- ② こどもの全身症状が良好でなく、施設長または施設長に準じる者が集団生活に支障があると
判断する場合

登園届の提出が必要な感染症の一覧を裏面に記載しています。

◎感染症にかかった後の登園について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、こどもたちが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園しましょう。

◎登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂痂（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと※
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
細気管支炎（RSウイルス感染症、ヒトメタニューモウイルス感染症等）	呼吸器症状のある間	全身状態が良いこと※
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと※
伝染性膿痂疹（とびひ）	効果的治療開始後24時間まで	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆してあること
単純ヘルペス感染症	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能。

※「全身状態が良い」とは「熱や主な症状がなく、機嫌がよく普段の食事がとれること」をいいます
注意：登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を0日目とし、翌日を1日目と起算します

災害報告書（幼稚園・保育所用） 大田区立保育園

ここは、園では空白で提出してください

通常経路外での登降園でのけが（事故）については経路図を提出する。

別紙 1 (2)

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。（幼稚園・幼稚園型認定こども園・保育所等用）

設置者名		災 害 報 告 書				※受付番号	
被 災 幼 児 等	アフリカ	年 齢	歳	男 女	保護者等	氏 名	
	氏名	生年 月 日	年 月 日 生		(受給者)	名	
災害発生 の 場 所	園 内	園舎内	教室(保育室)、体育館・屋内運動場、講堂、遊戯室、廊下、昇降口、階段、ベランダ、 屋上、便所、その他 ()				
		園舎外	運動場・園庭、体育・遊戯施設、プール、排水溝、手・足洗場、水飲場、その他 ()				
			体育・遊戯 施設の場合 その種類	鉄棒、ぶらんこ、シーソー、回旋塔、すべり台、ジャングルジム、雲とい、 登り棒、遊動円木、固定タイヤ、砂場、その他 ()			
	園 外	道路、遊園地、運動場、山、林野、海、湖、河川、その他 ()					
災害発生 の 場 合	1 保育を受けている場合		2 寄宿舎にあるとき				
	3 通常の経路方法により 通園する場合及びこれに 準ずる場合		登園中、降園中、 その他 ()		徒歩、バス、鉄道、 その他 ()		
災害発生 の 日 時	令和 年 月 日 (曜) 午 前 時 分						
災害発生 の 状 況 (具体的 に詳記 してく ださい)	庭で遊んでいる時転んで前歯を打つ 上唇小帯が切れ出血、前歯 2 本少し動揺あり受 診する。 1 いつ 2 どこで 3 なにをして 4 どのような状態になり 5 どこをどうした *負傷した部位を明記してください「医療等の状況」と 負傷部位が左右逆になってないか確認してください。						応急処 置や医 療機関 への移 送など 災害発 生に対 して幼 稚園、 幼保連 携型認 定こど も園、 保育所 等のと った措 置状況 止血後、タオル で冷やして受診 する。レントゲ ン撮影その後 消毒して帰園す る。 時間の経過など について記入し ます。発生日初 診日に開きがあ る場合、理由や この間の症状に ついて記入して ください
その他参 考となる 事項							
上記のことは事実と相違のないことを証明します。 幼稚園、幼保連携 型認定こども園、 保育所等名及び所 在地 園長(所長)氏名 こども保育園 東京都〇〇区〇〇 1-1-1 健康 太郎							
※決 定							

該当項目
を○で囲
んで下さ
い時間は必ず
明記してく
ださい。特
定できない
場合は推測
できる一番
近い時間を
記入してく
ださい。記
入漏れの際
は書類を受
理できませ
ん。提出年月日を
記入する園名、所在地、園長名
はゴム印でも可

- (注) 1 この災害報告書は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、幼保連携型認定こども園又は保育所等の幼児等の災害の場合に使用すること。
- 2 この災害報告書は、第1回目の医療費の請求を行うとき、医療等の状況（訪問看護、治療用器具若しくは生血又は調剤を要した場合は更に訪問看護明細書、治療用器具・生血明細書又は調剤報酬明細書を添付する。）とともに1件ごとに上部をつづり込み、医療費支払請求書に添付すること。
- 3 ※印は、記入しないこと。
- 4 この報告書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

ここは、園では未記入で提出してください

別紙2

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

設置者名	災害継続報告書				※受付番号	
被災児童 生徒等	氏名	保護者等(受 給者)氏名		高 校 別 課程・ 専 修 校 別 学 校 別 全 定 通		
		学 年	年 組 (歳)	男		
		生 年 月 日	年 月 日 生	女		
上記被災者に係る災害は、平成・令和 年 月 日に発生した災害で、以後医療等が継続 しているものに相違のないことを証明します。						
令和 年 月 日						
提出日を記入してください						
学校(保育所等)名 及び所在地						
校長(園長・所長)氏名						
※決 定						

（注）1 この災害継続報告書は、同一の負傷又は疾病に関して第2回以後の医療費の請求を行うとき、医
療等の状況（訪問看護、治療用装具若しくは生血又は調剤を要した場合は更に訪問看護明細書、治
療用装具・生血明細書又は調剤報酬明細書を添付する。）とともに1件ごとに上部をつづり込み、
医療費支払請求書に添付すること。
2 ※印は、記入しないこと。
3 この報告書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

受診した時
の 年 齢 を
()の中に
記入してく
ださい

公印は保育
サービス課
で押印しま
す。園では押
印しないで
提出してく
ださい
※園名、所在
地、園長名
は、ゴム印で
も可

災害発生日を記入してください
診療開始日ではありません

子ども保育園
東京都〇〇区〇〇1-1-1
健康 太郎

- 「災害継続報告書」の記入上の留意点
1. 同一の負傷又は疾病に関して第2回目以後の医療費の請求を行うとき、医療等の状況とともに添付する。
 2. 初回請求した分と同月分（例えば転医分や調剤分など）を後日請求する場合も「災害継続報告書」を使用する。
 3. 災害継続報告書の災害発生日と、（初回請求分）の災害発生日が一致しているかを確認する。
 4. 同月に何か月分も医療等の状況を請求する場合は、「災害継続報告書」1枚に月順に医療等の状況を添付する。
 5. 請求書の間が空いている場合は、その旨を余白に明記する。（受診してない月とその理由など）
 6. 複数の災害が1枚の「医療等の状況」等の用紙に証明されている場合は、災害ごとに「災害継続報告書」を作成する。

医療等の状況（病院用）大田区立保育園

※薬局では使用できません

※医療費の請求は、まとめて毎月ごとに請求してください

別紙3(1)

学校（保育所等）記入欄

医療等の状況

立 学校（園）

令和 年 月 分

○この用紙は、 保健センターの 「災害発生時の 対応」の 一環として 作成されています。	被災児童 生徒等	氏名	男	平成 年 月 日生	
			女	令和 年 月 日生	
	傷病名	(1) (2) (3)			
傷病名が不 鮮明な時は 付箋人記入 して貼付し てください	診療開始日	(1) 令和 年 月 日 (2) 令和 年 月 日 (3) 令和 年 月 日	診療実日数	転 帰	
			日	治 死 中 ゆ 亡 止	
災害発生日と日 付が前後してい ないか確認して ください 傷病日（1）に傷 病名が2つ並列 に記載してあっ た場合は診療開 始日（1）に記 載傷病名が（1）（2） にそれぞれ記 載されている場 合は、診療開始日 （1）（2）に記 載する	診療費 請求 額 （点）	外 来 に 係 る 療 養	入 院 に 係 る 療 養		
	点	点	点		
	点	点			点
健康保険外診療や学校の 管理下の災害と関係ない 傷病（虫歯など）について 同時に治療を受けた場合 は、その分の点数を除いて 証明を受けてください。	入院に 係る 食事療 養標準 負担額 （円）	入院に 係る 食事療 養標準 負担額 （円）	入院に 係る 食事療 養標準 負担額 （円）	入院に 係る 食事療 養標準 負担額 （円）	入院に 係る 食事療 養標準 負担額 （円）
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
上記のとおり証明します。					
令和 年 月 日 提出日を記入する					
医療機関所在地及び名称					
氏 名					
決 定	外 来 に 係 る 療 養 分	10円 ×	点 × $\frac{1}{10}$ =	円	
	入 院 に 係 る 療 養 分	10円 ×	点 × $\frac{1}{10}$ =	円	
	入 院 に 係 る 食 事 療 養 標 準 負 担 額			円	
	合 計			円	

医療機関へお願い

診療報酬請求点数及び負担金額欄中、空欄となる上位けた数値は、×印等で抹消してください。

診察が継続している場合は、記入の必要はありません

※一度治療が終了している場合、同じ部位の事故でも再度申請が必要になります。
※治療中に同じ部位を受傷した場合、傷病名が同じであればそのままでもいいが、傷病名が異なる場合は、（2）に追記します。ただし報告書は新たに作成します。

食事療養標準負担額を移入してください
例）課税世帯で1日3食で3日間入院する場合は、490円×3食×3日＝4410円となります
令和6年6月1日から食事療養標準負担額が改訂されました。

（注）1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。

2 病院又は診療所における内科の療養と歯科の療養は、それぞれ別表とすること。

に係る食事療養標準負担額は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入と。

は、記入しないこと。

医療等の状況の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

【お願い】上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。（※該当する項目に☑をつけてください。）			
①記入者*	②公費負担医療制度*	☐乳幼児 ☐ひとり親 ☐子ども医療助成 ☐障害者総合支援法*	
☐保護者	☐利用なし（記入終了）	☐その他（利用している制度を記入）	
☐学校（園）	☐利用あり（治療費）	自己負担額（「利用あり」の場合に記入）	
☐設置者		円	
☐医療機関			

公費負担医療制度の利用の記入します。

点数が7000点を超過している場合は「高額療育状況の届」が必要なので、保育サービス課へ連絡する。

※記載方法等で問い合わせる場合は、災害共済給付請求事務ガイドブック裏表紙
東京給付課 03-5410-9163 に問い合わせる。

医療等の状況（接骨院用）大田区立保育園

公費負担医療制度の利用の記入します。

別紙3(3)

医療等の状況

学校（保育所等）記入欄

立 学校（園）

令和 年 月 日

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

被災児童 生徒等	氏名			男 女	平成 令和	年	月	日生	
負傷 名	(1) (2) (3)					転 帰			
手術 開始の 年月日	(1) 令和 年 月 日 (2) 令和 年 月 日 (3) 令和 年 月 日	手術 終了の 年月日	(1) 令和 年 月 日 (2) 令和 年 月 日 (3) 令和 年 月 日	手術 実日数	日				
手術の内容欄					計				
初検料	円	往療料	片道 km						
加算 休日・深夜・時間外	円	円× 回＝	円						
初検時 相談支援料	円	加算 夜間・遅時 急患出置	円						
再検料	円	加算 柔道整復 運動後療料	円× 回＝ 円	円					
整復・固定・施療料	円	固定料	円	施療料	円	円			
金属削子等加算	円	円	円	円					
手術を行った期間		回 数	一回の料金						
後療料	月 日から	回	円	円					
金属削子等交換料加算	月 日まで	回	円	円					
温電法料	月 日から 月 日まで	回	円	円					
冷電法料	月 日から 月 日まで	回	円	円					
電療料	月 日から 月 日まで	回	円	円					
手術情報提供料				円					
その他				円					
備考									
手術金額合計				円					
上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 住 所 柔道整復師 氏 名									
※ 決 定	円 × $\frac{4}{10}$ =				円				
					円				
	合 計				円				

- (注) 1 この医療等の状況は、柔道整復師から施術を受けた場合に使用すること。
2 ※印は、記入しないこと。
3 この医療等の状況の用紙は、日本産業規格 A 4 縦型とすること。

【お読み】上記欄において、公費負担医療制度の利用状況について正確の記入にご協力ください。（※適用する項目に印をつけてください。）			
① 記入者 ※ ☐ 保護者 ☐ 学校（園） ☐ 医療者 ☐ 医療機関	② 公費負担医療制度 ※ ☐ 利用なし（※印） ☐ 利用あり（※印）	③ 乳幼児、口ひもり、口子ども医療助成、口障害者総合支援法 ※ □ その他 （※適用し、印は別添付表に記入） □ 自立支援 （※適用し、印は別添付表に記入）	円

柔道整復氏の住所・氏名だけでなく、医療機関名を書いてください

健康保険の適応のある医療費のみ記入してください。

柔道整復師の施術に係る医療費の算定基準に従い、内訳及び合計を記入していただいでください。

なお、日本柔道整復師会をはじめとする各会にご加入の柔道整復師は、その会の印を押していただくことにより、内訳の記入を省略することができます。

調剤報酬明細書

※病院や診療所で診療を受けた後、処方箋をもらって病院外の薬局で処方された時に使用します
※同月の医療費と一緒に請求してください

● 学校（保育所等）記入欄

別紙3(7)

學校 (園)

調劑報酬明細書

令和 年 月分

○この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです

被災児童等 生徒等	氏名			男	平成 令和	年	月	日生
				女				
保険医療機関の 所在地及び名称		保険 医 氏 名	1.	6.			受 付 回 数	回
			2.	7.				
			3.	8.				
			4.	9.				
			5.	10.				
処方月日	調剤月日	処方		調剤 数量	調剤報酬点数			
		医薬品名・規格・用量・剤型・用法	単位薬剤料		薬剤調剤料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
*	*		点		点	点	点	
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
*	*							
摘要								
合計		点	調剤基本料 点	時間外等加算 点	薬学管理料 点			

上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 保険薬局所在地及び名称 氏 名								
※ 決 定		10円× $\text{点} \times \frac{4}{10} =$ 円						

(注) 1 この明細書は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員として保険薬局から調剤を受けた場合に使用すること。
2 捺印は、記入しないこと。
3 この明細書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

【お問い】上記説明において、公費を利用する者の利用状況について下記の記入にご協力ください。（※該当する項目にはすべてつけてください。）					
①本人等		②公益事業の提供状況		③乳幼児・ひとり親・子ども医療結成・障害者総合支援法	
☐ 保護者	☐ 利用なし（個人利用）			☐ その他	
☐ 学校（園）				()	
☐ 設置者	☐ 利用あり（ <u> </u> ）			自己負担額 （「利用者」にのみ記入してください）	
☐ 関係機関				円	

柔道整復氏の住所・氏名だけでなく、医療機関名を書いてください

記入例

高額療養状況の届

【注意】

高額療養費に該当する場合は自己負担限度額に総医療費の1割を加えた額を支給します。

保護者の方へ（①～⑤について記入してください。）

- この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに医療費の請求をするために使用し、1か月の医療費の自己負担額に医療費の自己負担額が7,000円（7万円）以上となった場合に必要となります（医療費の自己負担額の上限となる場合は別紙が必要となります）。
- 学校等へ提出するに当たり、封筒に学校等の名称、児童生徒等の氏名を必ず記入の上、封入し提出してください。

①児童生徒等の氏名 **安全 太郎** ②7,000点以上となった療養の年月 **令和〇年4月**

③-1 保護者について、市区町村民税の課税の有無について記載してください。（該当する口の欄に✓印を付けてください。）
 ※ここに記載する保護者とは、被災児童生徒等が加入している医療保険の被保険者になります。国民健康保険加入の場合は、世帯の代表者（納税義務者）、被災生徒が独自に生計を立てている場合は本人について記載してください。

☒ 課税されている ☐ 課税されていない

③-2 課税されている場合 ☒ 課税されていない場合は④、⑤へ
 ③-2の療養年度の医療費が19,200点（192,000円）を超えている ☐ ③-2の療養年度の医療費が19,200点（192,000円）以下

③-3 課税されている場合 ☐ 19,200点以下の場合は④、⑤へ
☐ 国民健康保険に加入している → 市区町村役場が発行する「所得課税証明書」を添付してください。
 ※市区町村役場が発行する、同一の世帯の世帯主の所得が記載された「所得課税証明書」又は、加入（所得のある）世帯の「所得課税証明書」（療養年度に遡及して記載された所得が記載されている）を添付してください。
 ※2020年度の療養費が4月から7月の場合は前年度の所得課税証明書、1月から3月、8月から12月の場合は療養年度の所得課税証明書を添付してください。

☒ 国民健康保険以外に加入している → この用紙下部の「標準報酬月額等に関する証明」を記載してください。
 ※保護者の世帯主が、標準報酬月額等の記載を添付してください。

④ ②の療養年度と同じ月に、被災児童生徒等の兄弟姉妹が学校等の管理下の災害で、1か月の医療費が7,000点以上かかり、その医療費をセンターに請求しているものがある場合は記載してください。（該当がない場合は記載の必要はありません。）

兄弟姉妹等の氏名 **安全 花子** 学校（保育所）名称 **学校法人〇〇学園〇〇幼稚園**
 学校（保育所）所在地 **〇〇市〇〇町〇〇-〇**

⑤ 同一の世帯で、②の療養年度を起算月として過去1年間に医療保険各法により高額療養費を支給された、又は支給される予定の回数を記載してください。（該当の回数の口に✓印を付けてください。）

☐ 1回 ☐ 2回 ☒ 3回以上 ☐ 回数なし

※ここでいう「同一の世帯」とは、世帯主（世帯主）に加入されている世帯であり、世帯が同一であっても「同一の世帯」にはならない場合がありますのでご注意ください。

上記のとおりです。

令和〇年6月1日

保護者氏名 **安全 一郎**

事業所における証明
 この証明は、申請者（事業所の代表者）が、学校等の管理下の災害で、独立行政法人日本スポーツ振興センターに医療費の請求を行うために必要とするものです。お手紙ですが、以下の項目について証明していただくようお願いいたします。

証明を受ける者（従業員）の氏名 **安全 一郎**
 療養のあった年月に係る標準報酬月額 **令和〇年4月現在 480 千円**
 （※上記の標準報酬月額）

上記のとおりであることを証明します。
 令和〇年6月1日
 事業所長 株式会社〇〇〇〇
 事業所長の役職・氏名 代表取締役社長 **健康 太郎**

センターでの高額療養に係る給付例と医療保険での高額療養費の払戻例

入院に係った総医療費が800,000円の場合、窓口支払では3割負担なので240,000円を支払います。課税者ウ※の世帯であれば、自己負担限度額を超える支払いをしているため、医療保険に申請すると払い戻されます。（※標準報酬月額をとる場合 280,000円以上530,000円未満）

●医療機関での支払（入院の総医療費800,000円の場合）

窓口支払（3割負担分）：240,000円	
自己負担限度額 80,100円＋ （800,000円－ 267,000円）×1% ＝85,430円	限度額を超えた金額（高 額療養費） 240,000円－85,430 円 ＝154,570円 （医療保険から払い戻さ れる額）

払い戻された場合の保護者の
実質負担額は85,430円
となります（医療保険に申
請しないと払い戻されま
せん。）。

●センターの給付額

センター給付額：165,430円（③＋②）	
自己負担限度額 80,100円＋ （800,000円－ 267,000円）×1% ＝85,430円③	療養に伴って要する費用（医療費の1割） 800,000円×10% ＝80,000円②

※センターでは通常は総医療費の3割に1割を加えた額を支給しますが、図のように、高額療養費に該当する場合は自己負担限度額に総医療費の1割を加えた額を支給します。

◎高額療養費の払戻手続きについて

自己負担限度額を超えた高額療養費の払戻手続きは、加入している医療保険の保険者に、被保険者が行うこととなります。払戻手続きの詳細については、加入している医療保険にお問合せください。

お勤めの事業所にて記載いただいでください。

記入方法の
説明動画は
こちら▶



別紙4 保育園の与薬について

与薬依頼書(表) 大田区立保育園

与 薬 依 頼 書

(保護者記載用)

令和 年 月 日

保育園	組	児童名	男 ・ 女	年 月 日生 歳 か月
保護者氏名			連絡先・電話	
主治医	病院・医院		電話・Fax	
病名(または症状)				
薬剤情報提供書 (薬の説明書)	説明書 あり・なし (薬袋・ラベル)			
持参した薬	年 月 日に処方			
園での服用期間	年 月 日 ~ 月 日			
内服薬の服用方法	食前 分・食後 分・その他()時頃			
外用薬等の使用方法				
その他				

保育園記載	受領者		園長確認印
	受付日	年 月 日	

【確認事項】

1 保育園における薬の取扱いについて

- 保育園で取り扱う薬は、医師の診断及び指示によるものに限定します。
- 薬は原則として常温で管理します。
- 長期間にわたって服用する場合は施設長と十分に情報共有してください。

2 与薬依頼書について

- 同じ薬の服用を続ける場合であっても、原則として処方の都度ご提出ください。
- 服用を中止する場合は、保育園に報告してください。

3 薬剤情報提供書について

医師または薬剤師から受け取った「薬剤情報提供書」をご提出ください(写しでも可能です)。
提出することが難しい場合は、児童の氏名、処方された日付、薬の名称、用法・用量等が記載された薬の袋などをお持ちください。

4 お願い

- 薬は1回ずつに分けて当日分のみを持参し、職員に直接手渡ししてください。
- 薬や容器等には児童が在籍するクラスや氏名など必要な情報をご記入ください。
- 医師から個別に指示を受けた場合は、その内容を「その他」欄にご記入ください。

与薬依頼書(裏)

与薬確認票	(クラス)	(児童名)	(保護者氏名)			
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						

薬剤情報提供書添付

与薬依頼書

(保護者記載用)

令和 年 月 日

保育園	組	児童名	男 ・ 女	年 月 日生 歳 か月
保護者氏名			連絡先・電話	
主治医	病院・医院		電話・Fax	
病名(または症状)				
薬剤情報提供書 (薬の説明書)	説明書 あり・なし (薬袋・ラベル)			
持参した薬	年 月 日に処方			
園での服用機関	年 月 日 ~ 月 日			
内服薬の服用方法	食前 分・食後 分・その他()時頃			
外用薬等の使用方法				
その他	例)・〇〇発作が起きた際には、すぐに〇〇薬を投与する ・投与後、呼吸が遅いまたは浅い、唇の色が青い時は、救急搬送する ・発作が起きた際には、保育園にお迎えに行く ・その他、別紙の通り			

保育園記載	受領者		園長確認印
	受付日		

与薬するにあたって確認事項があり、ここに記載しきれない場合は別紙参照でも可。(記載方法の規定はなし)
ただし別紙にも保護者のサインをもらうこと。

【確認事項】

1 保育園における薬の取扱いについて

- 保育園で取り扱う薬は、医師の診断及び指示によるものに限定します。
- 薬は原則として常温で管理します。
- 長期間にわたって服用する場合は施設長と十分に情報共有してください。

2 与薬依頼書について

- 同じ薬の服用を続ける場合であっても、原則として処方の都度ご提出ください。
- 服用を中止する場合は、保育園に報告してください。

3 薬剤情報提供書について

医師または薬剤師から受け取った「薬剤情報提供書」をご提出ください(写しでも可能です)。提出することが難しい場合は、児童の氏名、処方された日付、薬の名称、用法・用量等が記載された薬の袋などをお持ちください。

4 お願い

- 薬は1回ずつに分けて当日分のみを持参し、職員に直接手渡ししてください。
- 薬や容器等には児童が在籍するクラスや氏名など必要な情報をご記入ください。
- 医師から個別に指示を受けた場合は、その内容を「その他」欄にご記入ください。

与薬依頼書(裏)

与薬確認票		(クラス) 2 歳 梅組 (児童名) 太田たろう (保護者氏名) 太田花子				
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン	太田花子					
受領者サイン	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
投与者サイン	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	
投与立会い者サイン	××××	××××	××××	××××	××××	
投与時間	11時45分	11時50分	11時45分	12時00分	11時45分	時 分
園長確認サイン又は印	㊟				㊟	
保護者確認サイン	太田花子				太田花子	
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						
	月 日(月)	月 日(火)	月 日(水)	月 日(木)	月 日(金)	月 日(土)
薬持参者サイン						
受領者サイン						
投与者サイン						
投与立会い者サイン						
投与時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
園長確認サイン又は印						
保護者確認サイン						

薬剤提供書添付

0歳児クラス 57日から2歳未満			1歳児クラス 1歳から3歳未満			2歳児クラス 2歳から4歳未満		
項目	春 期	秋 期	項目	春 期	秋 期	項目	春 期	秋 期
健診日（※）			健診日（※）			健診日（※）		
健診時の年月齢（※）			健診時の年月齢（※）			健診時の年月齢（※）		
3か月～4か月未満			12か月～2歳未満			2歳から3歳未満		
頸がすわる			「ちょうだい」というと持っているものを渡す			単語の数が増し二語文を使うようになる		
あやしたり話しかけたりするとよく笑う			一人で自由に歩き回る			ごっこ遊びの中で、他児と言葉のやり取りをする		
6か月～7か月未満			名前を呼ばれると「はい」と答える			階段を足踏み式ではあるが、上り下りする		
寝返りが自由にできるようになる			転ばないで走る			大小、長短などを比較、分類することができる		
遠くにある物を、手を伸ばして取ろうとする			「アッチ、ココ」など代名詞がでてくる			スプーンなどの食具を使ってこぼさないで食べる		
8か月～9か月未満			積み木を5～6個積む			靴を履く		
四つ這いからお座りへと姿勢を変えて遊ぶ			スプーンなどの食具を使って食べる			3歳から4歳未満		
大人の声を聞いて真似しようと盛んに声を出す			2歳から3歳未満			自分の名前、年齢、性別が分かる		
つかまり立ちができるようになる			単語の数が増し二語文を使うようになる			色、数、量、形などに興味を持ち違いに気づく		
9か月～12か月未満			ごっこ遊びの中で、他児と言葉のやり取りをする			片足で2・3秒立つ		
一人で立つ			階段を足踏み式ではあるが、上り下りする			スキップをする		
バイバイという手を振って応えるなど大人の模倣をする			大小、長短などを比較、分類することができる			気の合った友達と一緒に遊ぶ		
「パッパ」「タッタ」など破裂音が出てくる			スプーンなどの食具を使ってこぼさないで食べる					
手づかみで一人で食べようとする			靴を履く					
12か月～2歳未満								
「ちょうだい」というと持っているものを渡す								
一人で自由に歩き回る								
名前を呼ばれると「はい」と答える								
転ばないで走る								
「アッチ、ココ」など代名詞がでてくる								
積み木を5～6個積む								
スプーンなどの食具を使って食べる								

1 ※欄へ、健診日の年月日、健診時の月齢・年齢を書き込む。

2 健診日時点で発達が確認できているものについては、項目ごと全てその欄に○印を付ける

名前

生年月日_____年 月 日生

[illegible]

- 1 ※欄へ、健診日の年月日、健診時の月齢・年齢を書き込む。
2 健診日時時点で発達が確認できているものについては、項目ごと全てその欄に○印を付ける。

別紙 6

様

年 月 日
保育サービス課

熱性けいれん予防薬の取り扱いについて

保育園では原則として投薬等の医療的行為は行いませんが、医師により熱性けいれん予防投薬の指導を受け保育園での薬の預かりを依頼される場合は、お子さんの安全管理のため、所定の手続きをおとりいただくようお願いします。

1. 薬を預かることができる条件

- 1) 医師の熱性けいれん予防薬指示書があること
 - ① 発熱時には、けいれん予防薬を使用した方が良いと判断されている
 - ② けいれん時の対応について指示が書かれている
- 2) 指示された状態のときに保護者の対応が困難なこと
- 3) 処方されているけいれんの予防薬を過去に使用したことがあり、重い副反応が出ないことを確認していること

2. 申し込み手順

- 1) 熱性けいれん予防薬指示書の提出
(別紙1) 指示書を医師に記入してもらい園長宛にご提出ください。なお、指示書は、医療機関により料金が発生することがあります(保護者負担)。
- 2) 熱性けいれん予防薬使用同意書の提出
(別紙2) 同意書について保育園長からの説明を受けたうえで、記名、押印をして提出してください。
- 3) 与薬依頼書の提出
保護者が所定の箇所を記入し預ける薬剤とともにご提出ください。
* 薬剤の預け方に関しては、3を参照ください。

3. 予防薬を預かる場合のお願い等

- 1) 医師が処方した薬をお持ちください。
- 2) 1回分のみを預かります。使用量が半分などと決められている場合は、保護者が薬包に印をつけてください。
- 3) 薬袋あるいはチャックパック等にクラス・氏名を記入し、薬剤を入れてきてください。与薬依頼書にてやり取りを行ないます。基本的に毎日やり取りを行います。薬の預かりは状況により最長1週間とします。
- 4) 熱性けいれん予防薬指示書は、1年ごともしくは治療方針や薬の内容等の変更時に更新します。

4. 熱性けいれん予防薬を使用する手順について

- 1) 検温(実測式体温計で確認)にて医師から予防薬使用の指示された体温となったとき、保護者に連絡しお子様の状態をお伝えします。
- 2) 予防薬を投与することを伝えます。保護者の承諾を得てから行うため、連絡がとれるようにしておいてください。万一、保護者の方と連絡がとれない場合は、園長または代行者の判断で使用します。

- 3) 予防薬を使用する場合、けいれんの有無に限らず早急にお迎えにきてください。
- 4) 予防薬の使用の際には、複数の職員で対応し、与薬依頼書に実施時間、確認者、実施者のサインをします。お迎え時にご確認後保護者サインをいただきます。(薬袋、薬包はお返しします)
- 5) 予防薬投与前にけいれんが起きたときは、指示書の指示に従い対応します。
- 6) けいれんが治まらなかったり、状態が悪化したりする場合などは、園長または代行者の判断で救急搬送させていただくことがあります。

_____ 保育園長様

熱性けいれん予防薬指示書

児童名 _____ 男・女 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 1 本児は、熱性けいれんと診断し、以下の時に予防薬投与が必要であると認めるため処方しています。(熱性けいれん以外の指示は、本書式では対応できません。)

発熱時体温 _____ 度以上のとき

薬剤名(坐薬) _____ (用量 _____ mg)

- 2 予防薬使用前にけいれんがおきた時の対応は、以下の通りと指示します。

① 1の指示の薬剤を

☐ 使用しない

☐ 使用する

〔使用するタイミング _____〕

② 医療機関受診のめやすについてお知らせください

例：5分以内にけいれんがおさまり、30分以内に意識が回復しているときは、ご家族が当日中に当院または医療機関を受診させること。

〔 _____ 〕

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

主治医名 _____ 印

熱性けいれん予防薬使用 同意書

保育園での予防薬使用を依頼するに当たり、 年 月 日に園長から熱性けいれん予防薬の取り扱いについて説明を受け、十分に理解したうえで園で使用することに同意します。

保育園からの説明事項

- ☐ お預かりできる薬剤は、医師の指示で使用したことがある薬剤です。
- ☐ 1 回分のみ預かります。
- ☐ 予防薬を預かる場合のお願い等の内容に従って預かります。
- ☐ 予防薬を使用する手順に従って行います。
保育園から連絡を受けた場合、速やかにお迎えに来てください。
- ☐ 予防薬使用時の体温について医師の指示の確認（保護者が記入します）
発熱時の体温が「 度以上」になったとき
- ☐ 熱性けいれん予防薬指示書は、1 年ごともしくは治療方針や薬の内容等の変更時に更新してください。
- ☐ 主治医からの指示等については、保育園にも情報提供をお願いします。

年 月 日

保育園

児童名 生年月日 年 月 日

保護者 印

なまえ
生年月日 . .

けいれんが起きた！！

時計を確認

(:)

- *動かさない！
- *泡をふいても大丈夫
- *歯をくいしばって顔色が青黒くなってもあわてない！

体を横たわせる

(嘔吐しそうな場合は横に向ける)

周囲の安全を確認

応援を呼ぶ

けいれんの観察と記録

応援を呼びながら観察する項目

*観察しながら記入していく

*どのような状況で起こったか

*目の向き・左右の黒目はどこを向いているか → 右 左

*手足の動き

力が入っている・だら〜んとしている

伸ばしている・曲げている 左右の手足の動きは(一緒・バラバラ)

*声をかけて返事をするか(する・しない)



けいれんが長く続いても、
揺さぶらない！
余計な刺激を加えない！

動かなくなり呼吸が止まった → 一時救命処置
BSL に進む

けいれんの持続時間
(約 分続いた)

- ・5分以上 続く
- ・1歳未満児
- ・24時間以内に2回以上起こす
- ・初めてのけいれん
- ・繰り返す

5分以内のけいれん

けいれんが止まり
意識がはっきりした

意識がはっきり
しない

けいれんが完全に止まったら、
熱を測る

℃

けがをしていたら程度に応じた対応をする
・頭を打った ・出血している ・骨折している

保護者に連絡

- ・〇分間けいれんが起きた
- ・現在の状況を伝える
- ・お迎えを要請

1. 119番 救急車要請

* 歳 月 男児・女児

*けいれんの持続時間

*現在の様子を伝える

*熱が測れていたら伝える

*持病、既往歴、服薬の有無

保育園名： 保育園

住所：太田区 丁目 番 号

目印は です

2. 保護者へ連絡

けいれんの時間と様子、救急車を要請したことを伝える

(連絡する優先順位をメモしておく)

①

②

③

乳幼児のけいれんチェックリスト

発見時刻	時 分
けいれんが止まった時刻	時 分
けいれんが起きる直前の状況	☐ 眠りかけ ☐ 睡眠中 ☐ 遊んでいた ☐ 食事中 ☐ 泣いていた ☐ 外傷後（転倒・転落・衝突など） ☐ その他 （ ）
目の様子	☐ 1点を見つめている ☐ 白目をむいている ☐ 右に寄っている ☐ 左に寄っている
手足の様子	☐ だらんとしている ☐ 力を入れて突っ張っている ☐ 左右対称 ☐ 非対称（右 左） ☐ ガクガク動かしている ☐ 左右対称 ☐ 非対称（右 左）
肌・唇の色	☐ 青紫色 ☐ 青白い ☐ ふつう

名前	
生年月日	平成・令和 年 月 日
備考・既往	体温 _____℃（ ） けいれんの既往 無・有（最終 _____：診断名 _____） 治療中の疾患や内服等の有無 （ _____） 体重 _____ kg その他

別紙 9

保育所におけるメガネ使用の対応について

保育所でメガネを使用するよう指導されたお子さまが保育所で生活するに当たり、以下の内容をご確認の上、同意書欄にご記入ください。

1 医療機関及び診断名をお知らせください。

医療機関名： _____ 診断名： _____

2 医療機関で検査等受けたときは、その診療状況（視力等の様子）や医師の指示等を保育所にお知らせください。

3 ご家庭でメガネを使用する生活に慣れてから、保育所でメガネを使用していただきますようご協力をお願いします。

4 保育所における対応について

（1）メガネの取扱いについて

- ① 集団保育活動中に接触などの危険が予測される場合は、保育士等の判断でメガネを外す場合があります。
- ② 昼寝等必要に応じてメガネを外す場合は、紛失や破損防止のためメガネケースに入れて保管しますので、メガネケースをご持参ください。
- ③ 使用開始にあたってクラス内の児童に対し、お子さまがメガネを使用する必要性等を伝える場合があります。

（2）メガネが破損した場合について

メガネが破損した場合はご連絡します。修理等の費用については、保育所職員の明らかな過失等を除き、保護者様にご負担いただくこととなります。

保育所におけるメガネの使用に関する同意書

施設長 様

主治医よりメガネの使用を指導されましたので、ご対応をお願いいたします。

児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

同意事項

☐ 上記の内容を確認し、保育所におけるメガネの取扱いについて同意します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____

保育所におけるメガネ使用の対応について 記入の説明（職員用）

◎新入所児及び在所児が保育所生活において、メガネが必要な状態が生じ、保育所に相談があった場合は、面談を行う。

◎面談には、保護者・園長・担任が立ち会う。

◎面談時には「保育所におけるメガネ使用の対応について」を使用し、施設長が説明をする。

1 医療機関名及び診断名をお知らせください。

医療機関名：

診断名：

2 医療機関で検査等受けたときは、その診療状況（視力等の様子）や医師の指示等を保育所にお知らせください。

〔 医師の指示、定期健診結果、検査の結果等は保育所と情報の共有をお願いする。 〕

3 ご家庭でメガネを使用する生活に慣れてから、保育所でメガネを使用していただきますようご協力をお願いします。

〔 医師の指示された時間メガネを装着できる、自分でメガネの取り扱いができるなど保育所生活で必要な対応（年齢に応じた）ができるか確認する 〕

4 保育所における対応について

（１）メガネの取り扱いについて

4 （１）の内容については
具体例を示すなど丁寧に説明する。

- ① 集団保育活動中に接触などの危険が予測される場合は、保育士等の判断でメガネを外す場合があります。
- ② 昼寝等必要に応じてメガネを外す場合は、紛失や破損防止のためメガネケースに入れて保管しますので、メガネケースをご持参ください。
- ③ 使用開始にあたってクラス内の児童に対し、お子さまがメガネを使用する必要性等を伝える場合があります。

（２）メガネが破損した場合について

メガネが破損した場合はご連絡します。修理等の費用については、保育園職員の明らかな過失を除き、保護者様にご負担いただくこととなります。

保育所におけるメガネの使用に関する同意書

4 （２）メガネを破損した場合について

物損については、原則保険の適応がない。原則自己負担となるため以下の内容を具体的に説明し理解を得る。

- ・集団生活であること
- ・子ども同士の関わり、トラブル（年齢ごと）について
- ・事故の対応について
- ・職員が明らかな過失を起こした場合について
- ※自治体総合賠償責任保険の適応がある場合がある
- ・保護者にメガネの破損・修理の際の保険について

確認しておくとい

対応をお願いいたします。

扱いについて同意します。

年 月 日

保護者氏名

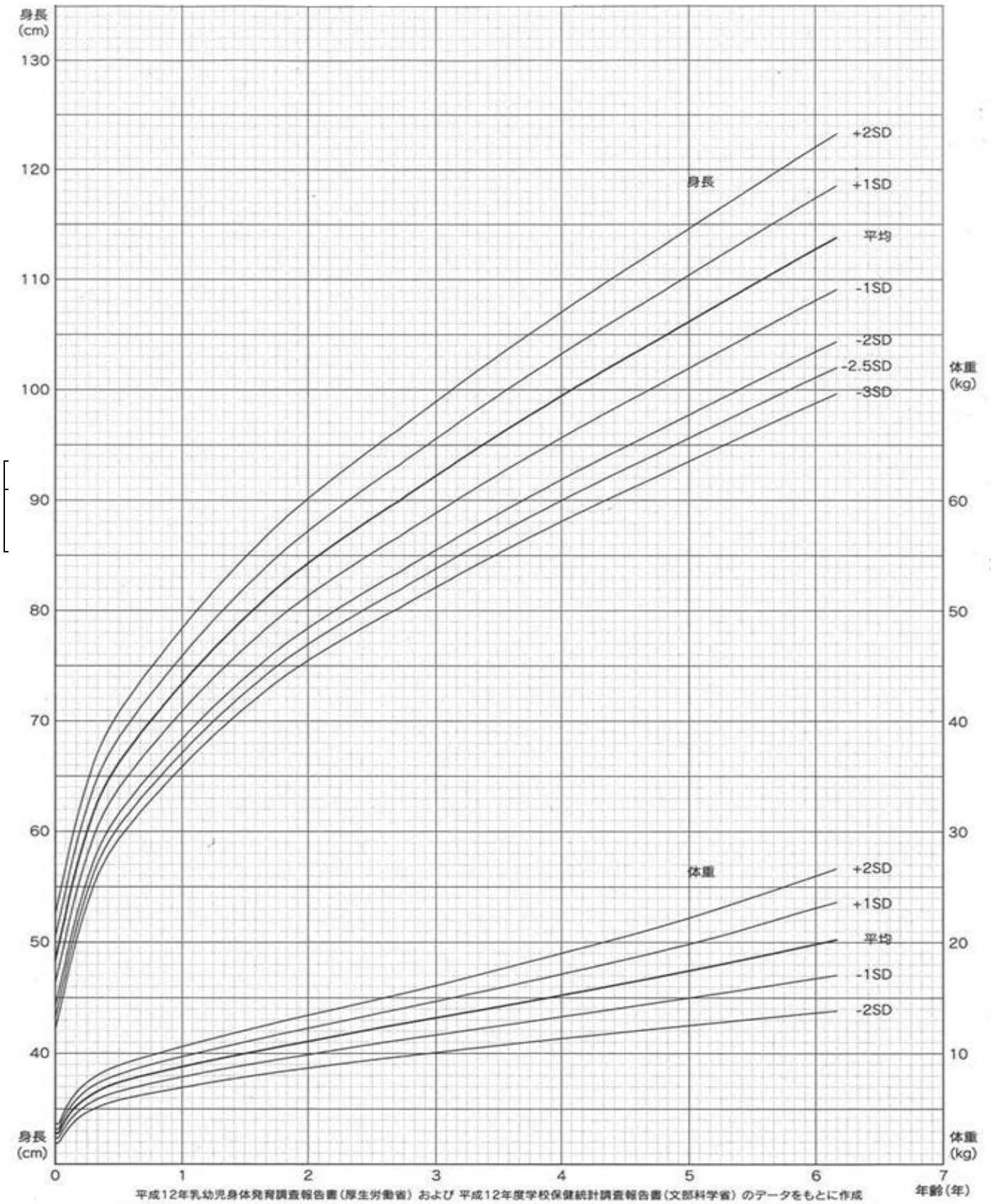
その他

◎保育所で補聴器等補助具の使用が必要になった子どもの対応について
疾患や状況・状態によって対応が違うため個別の対応とします
依頼があった時点で、保育サービス課保育指導係に連絡ください

説明内容に確認・同意が得られた際は、保護者の自書後、写しを保護者に渡し原本を保管する

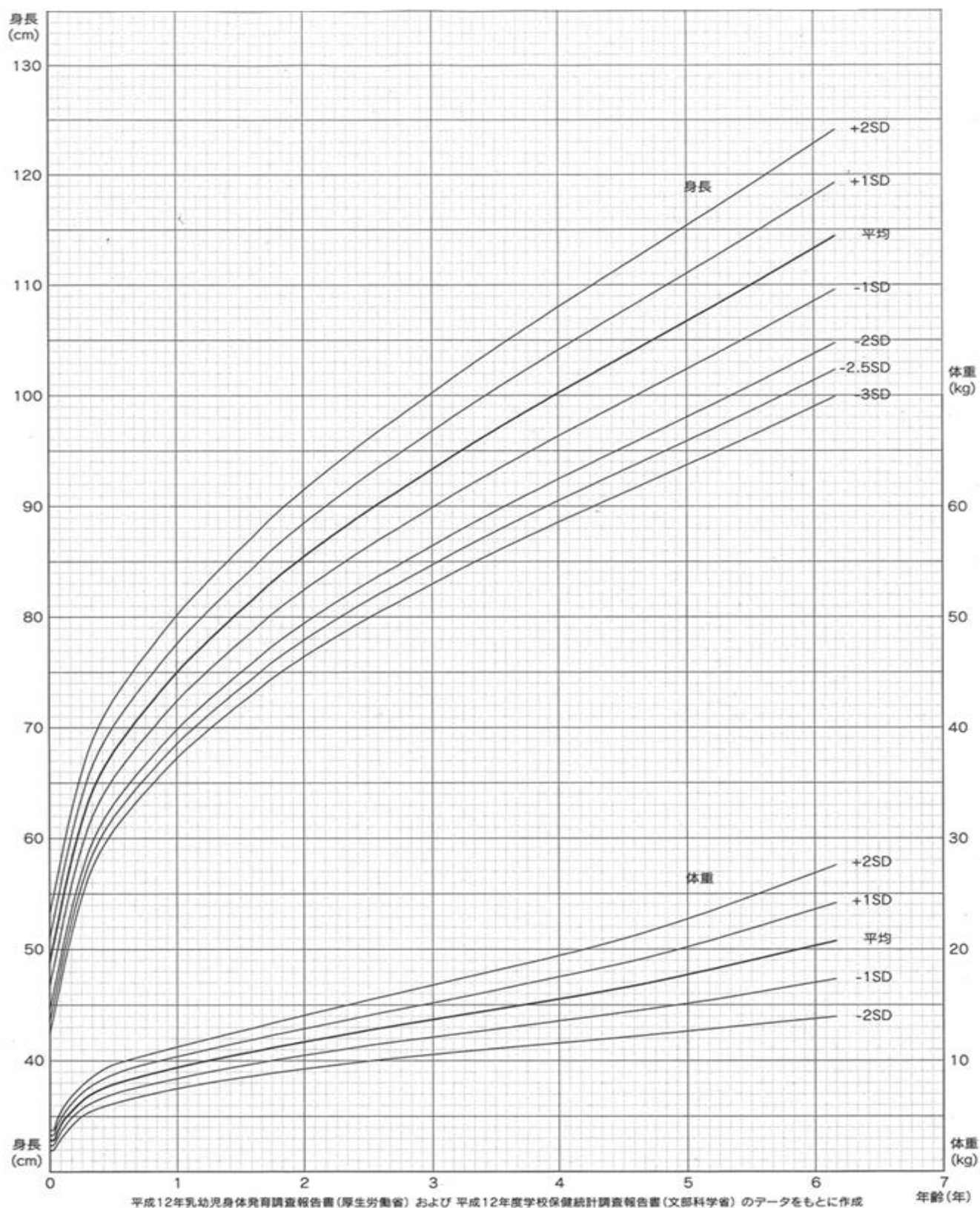
別紙 10 横断的標準身長・体重曲線（男）

ふりがな		性別	生年月日	在胎週数	出生時の計測値	
児童名		男	年 月 日	週 日	体重 g	身長 cm



横断的標準身長・体重曲線（女）

ふりがな		性別	生年月日	在胎週数	出生時の計測値	
児童名		女	年 月 日	週 日	体重 g	身長 cm



医療機関退院後の低出生体重児の身体発育曲線（2022 年）

厚生労働省 平成 22 年乳幼児身体発育調査：<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/73-22.html>

低出生体重児の発育は、出生時の低体重の程度や在胎期間、新生児期の合併症等に影響を受け、出生後もしばらくは小柄であることが少なくない。早産児では 2 歳頃までは、出産予定日を誕生日として換算した「修正月齢」を求めて評価するが、特に低年齢の間は、修正月齢に換算しても、出生体重が小さい程、また、早産である程、相当月齢と比べ発育値が下回ることが多くなる。更に、小さく早く生まれた児ほど、暦月年齢相当の標準範囲にキャッチアップする時期は遅くなることが多いなどの特徴もある。小さな出生体重児の生存退院率が改善していること、生後の合併症や栄養方法が変化していることなどを考慮すると、子どもの発育を不安に思う親にとっても、フォローアップや地域で健診を行う保健・医療専門職にとっても、低出生体重児の発育の現状を示す新たな発育曲線が望まれた

※上記 URL より発育曲線シートをダウンロードし、活用する。

参考：発育曲線のシート一覧

① 出生体重別・男女別

	男子	女子
出生体重 500g 未満	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(6 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 6 歳まで)	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(6 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 6 歳まで)
出生体重 500g 以上 1000g 未満	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(6 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 6 歳まで)	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(6 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 6 歳まで)
出生体重 1000g 以上 1500g 未満	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(6 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 6 歳まで)	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(6 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 6 歳まで)
出生体重 1500g 以上 2000g 未満	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(4 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 4 歳まで)	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(4 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 4 歳まで)
出生体重 2000g 以上 2500g 未満	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(4 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 4 歳まで)	身長・体重(24 か月まで) 身長・体重(4 歳まで) 頭囲(24 か月まで及び 4 歳まで)

② 男女別 50 パーセンタイル発育曲線（手帳等向け）

低出生体重児向けの手帳等に活用できるよう、

- ・出生体重 500g 未満
- ・出生体重 500g 以上 1000g 未満
- ・出生体重 1000g 以上 1500g 未満

の身長及び体重の 50 パーセンタイル曲線を一つのグラフにしています。

③ 男女別 50 パーセンタイル発育曲線（保健・医療専門職向け）

保健医療専門職向けに、上記②に、乳幼児身体発育調査の 50 パーセンタイル曲線を追加したものを作成しています。

別紙 11 乳糖不耐症（二次性含む）対応について

_____ 保育園長様

乳糖不耐症（二次性含む）対応指示書

児童氏名 _____ 年 月 日生

乳糖不耐症と診断し、以下の対応を指示します。

	指 示	備 考
対応内容	☐ 内服薬 薬剤名：	薬剤情報提供書を保育園に提出します。
	☐ ミルク（牛乳）の種類を変更する ミルク名：	処方による治療用ミルクは、保護者様負担になる場合があります。
	☐ 食事の内容を変更する （乳製品の除去対応）	- 乳製品を使用したメニューがある場合は、事前に献立表で対応の確認が必要になります。 ※ 対応の内容は保育所と保護者と相談のうえ決定します。
	☐ その他 ()	具体的な指示をお願いします。
対応期間	年 月 日 から 年 月 日	

年 月 日

医療機関名 _____

主治医名 _____ 印

乳糖不耐症(二次性含む)対応指示書の取り扱いについて(保育園職員用)

乳糖不耐症とは

乳糖不耐症は、乳糖を分解するための“ラクターゼ”と呼ばれる酵素が不足していたり、働きが弱まったりすることが原因で起こる。先天的なものと後天的なものがあり、後天的なものは感染性胃腸炎にかかった時に起こるラクターゼ活性低下による乳糖不耐症である。

胃腸炎により腸機能が低下すると、一時的に乳糖を分解する酵素の分泌が悪くなることにより、乳糖を分解して消化吸収することができなくなり下痢や酸っぱい臭いの便を引き起こす。長期間症状を認める場合には、乳糖の分解を助ける乳糖分解酵素薬の服用や乳糖を含まないミルク(牛乳)を使用することで改善する場合もある。

《上記診断が出た際の、保育園の対応方法を以下に示す》

1 手順

(1)下痢が持続し病院受診を勧める、または保護者から相談があった場合、乳糖不耐症(二次性含む)対応指示書(以下「指示書」という。)を保護者に手渡す。

・保護者には、「乳糖不耐症(二次性含む)」の診断で保育園での対応がある場合、医師の指示に基づいて対応するため、指示書の記載を依頼していただくよう伝える。

(2)医師より乳糖不耐症と診断され、保育園での対応指示がある場合、指示書の提出を持って保育園での対応を開始する。

しかし、指示書提出までタイムラグが生じる場合は、保護者からの聞き取りで、先行して対応を行う。

(3)保護者と確認した内容は、(別紙)乳糖不耐症(二次性含む)対応内容確認票(以下「対応内容確認票」という。)にその都度記載する。

(4)注意

・「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」による対応指示が出た場合は、「大田区保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い対応する。

・「診断書」「意見書」の提出があった場合は、「診断書」「意見書」の内容に従い、対応内容確認票を用いて対応する。

(5)医師の指示継続・変更・更新について

対応期間が終了しても症状の改善が見られない場合は、受診を促し医師の診断を受けていただく。

(ア)指示書の内容が継続の場合

・指示書の再提出は求めない。対応内容確認票で保護者と確認する。

(イ)指示書内容が変更、更新の場合

・新たな指示書の提出が必要になる。

(ウ)他の病院に受診し指示を受ける場合

・新たな指示書の提出が必要になる。

(エ)対応の終了について

・保護者の申請とする。対応内容確認書に記載し保護者と確認する。

2対応

(1)内服薬の対応

【与薬依頼書】を使用し、通常の与薬依頼と同様に保護者と毎日やり取りを行う。

その際は、「薬剤情報提供書」を添付する。(写しでも可)

(2)食事内容の変更

—粉ミルク—

ア ミルクは食事に当たるため、基本的に保育園で用意する。

イ 保育園での対応の準備が整うまでは、保護者に粉ミルクの持参を依頼することもあるが、保護者への負担を最小限にし、速やかに対応する。

—食事—

ア 乳糖不耐症の診断が出た場合は、指示書で示された内容で対応する。

イ 食事の内容を変更する場合は、事前に献立表を用いて保護者と確認する。

3その他

(1)職員への周知と共通理解

- ・感染性胃腸炎流行時に複数の児童の対応が重なった場合には、ミルクに薬を入れる児童、ミルクの変更のある児童、ミルクと食事両方の変更のある児童等、対応を間違えないよう職員に周知し対応する。
- ・書類の保管場所は、鍵のかかる場所とし、全職員に周知する。
- ・薬の取り扱い、保管場所、保管方法、使用方法については対応方法を確認し、職員周知を図る。

(2)対応の終了

- ・「乳糖不耐症(二次性含む)対応指示書」「乳糖不耐症(二次性含む)対応内容確認票」「与薬依頼書」等は、対応終了後に児童票に綴る。

乳糖不耐症(二次性含む)対応内容確認票

園児名_____ 年 月 日生 保護者氏名_____

具体的な配慮と対応

	具体的な管理 (例：給食・おやつの対応など)	その他の特記事項	確認	
			施設長	保護者
初回面談 年 月 日				
継続・変更・更新 年 月 日				
継続・変更・更新 年 月 日				
継続・変更・更新 年 月 日				
継続・変更・更新 年 月 日				
継続・変更・更新 年 月 日				
継続・変更・更新 年 月 日				
対応終了 年 月 日				

別紙 12

体調不良児の観察表

クラス なまえ

状態 / 時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
体温									
顔色									
咳・鼻水									
息苦しさ									
下痢・嘔吐									
その他の症状									

クラス なまえ

状態 / 時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
体温									
顔色									
咳・鼻水									
息苦しさ									
下痢・嘔吐									
その他の症状									

クラス なまえ

状態 / 時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
体温									
顔色									
咳・鼻水									
息苦しさ									
下痢・嘔吐									
その他の症状									

クラス なまえ

状態 / 時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:
体温									
顔色									
咳・鼻水									
息苦しさ									
下痢・嘔吐									
その他の症状									

令和 年度 O 歳児健康診断記録表

名前 生年月日 年 月 日

<診察内容>皮膚疾患 心音 呼吸音 咽頭所見等

<保健>予防接種 哺乳状況 離乳食 食事 養育状況

月・日	所 見	備 考	印又はサイン

資料 1 歯科健康診査時の記入について

歯科健康診査結果の記入方法

フッ化ジアミン銀塗布(サホライド)はAgと記入する

ゆ合(ゆ着)菌：
結合している菌を
線で結び下のよ
うに記入する
(1本として扱う)

異常が見られた場合「有」とし
軟組織の異常、疾病の名称を記入する

Ag:フッ化ジアミン銀塗布
むし歯の進行止め処
置をしている歯で根本的
な治療ではない

D
C
B
A

 $\phi(\perp)$

6歳曰菌：
6歳の頃に生える
永久菌

シーラント(予防充填):
むし菌予防のための処置
Cr. シーラントのい
づれかで記入する
健全歯として扱う

6歳臼歯を含む永久歯の数を記入する

記入する

乳菌のAAが2本抜け同じ部位に永久菌1本(1番)が生えている状態

※健診を始める前に国医と確認を行う

○國科健診儀器の正確認識

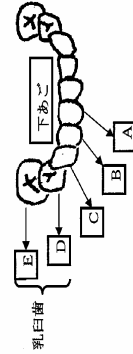
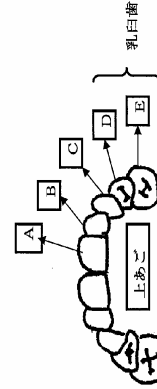
○子どももの健診時の体勢の確認(乳児・幼児)

○どの薬から見始め、どのように進めていくのか確認

○記号・葉列不正・軟組織の異常の記入方法の確認

※健診中は、前回の記録を参考にむし歯や他の異常などの状況を園医に伝えながら行うとよい。また、保護者への伝達(すぐ受診、経過観察など)

について確認するとよい。



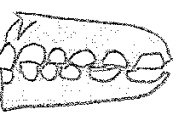
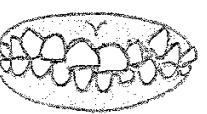
乳菌の菌列									
E	D	C	B	A	B	C	D	E	
E	D	C	B	A	B	C	D	E	

永久齒の齒列

歯列不正(咬合異常・不正咬合)の種類と軟組織の異常

※医師の診察指示により疾病や異常がある場合は「有」とし、名称を記載する

歯列不正 上下の歯の位置がずれている状態

咬合異常・不正咬合の分類	はんたいこうごう 反対咬合		下顎の骨が前方にずれているため下の前歯が上の歯より前に出ている、俗にいう「受け口」
	せつたんこうごう 切端咬合		上下の前歯の先端どうしが真っすぐにぶつかっている咬み合わせ
	かいこう 開口		奥歯でしっかり噛んでも前歯が咬み合わずに上下の歯の間が空いてしまう
	じょうがくぜんとうつ 上顎前突		上顎の過成長、下顎が上顎に比べて奥に引っ込んでいる 俗にいう「出っ歯」
	こうさ き こうごう 交差(叉)咬合		左右いずれかの奥歯または前歯が横にずれている咬み合わせ
	か がいこうごう 過蓋咬合		上の前歯が下の前歯に深く咬み合わさっている
	そうせい 叢生		狭い顎に歯が並びきることができず、歯が重なりあって生える
	せいちゅう りかい 正中離開		上顎前歯の歯と歯の間に隙間ができてしまう 俗にいう「すきっ歯」

軟組織の異常 (よくある異常は以下の2点)

軟組織の異常	じょうしんしょうたい 上唇小帯 付着異常		上唇の裏側から上の前歯の間に伸びる筋 1歳未満までは、歯の近くに付着しているが、成長と共に徐々に細くなり付着位置も変化してくるが、それが移動しないもの
	ぜつしょうたい 舌小帯 付着異常		舌小帯が舌の先端まで伸び舌が口蓋底に固定された状態

資料 2

0.02%希釈液

次亜塩素酸ナトリウム希釈液の作り方

定期的な消毒、 衣類等の消毒		水の量				
		500ml	1ℓ	1.5ℓ	2ℓ	3ℓ
5%	原液の量 (ml)	2	4	6	8	12
	PBキャップの (杯)	0.5弱	1弱	1強	1.5強	2.5弱
6%	原液の量 (ml)	1.7	3.3	5	7	10
	PBキャップの (杯)	0.5弱	0.5強	1	1.5	2

0.1%希釈液

排泄物、嘔吐物で汚染された 場所や物の消毒		水の量				
		500ml	1ℓ	1.5ℓ	2ℓ	3ℓ
5%	原液の量 (ml)	10	20	30	40	60
	PBキャップの (杯)	2	4	6	8	12
6%	原液の量 (ml)	9	17	25	35	50
	PBキャップの (杯)	2弱	3強	5	7	10

*・・・PB：ペットボトル ペットボトルキャップ1杯は約5ml

市販の次亜塩素酸ナトリウム

濃度	商品名
5%前後	ハイター・ブリーチ
6%	ピューラックス・ジアノック・次亜塩素酸6%「ヨシダ」・アサヒラックテキサント

作るときの注意

- 原液、希釈液が直接手につかないよう、肌の弱い人は手袋を着用する。手についたときは流水で洗い流す。
- 誤飲しないように、子どもの手の届かないところに保管する。
※大人用トイレで薬品の保管は行わない
- もし誤飲した場合には、水または牛乳を飲ませ医療機関に受診させる。決して吐かせない。
- 温度、光の影響を受けやすいので暗室冷所保存がのぞましい。
- 希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することがあるため、使用時に希釈し、毎日交換する。
- 希釈する際、湯気が出るほどの水温で希釈すると湯気とともに塩素が揮発し危険である。

虐待に気づくためのチェックリスト 幼稚園・保育園					
虐待の種類に○をしてください（重複可）					
身体的虐待			心理的虐待（DV 有・無）		
ネグレクト			性的虐待		
（該当する番号に○をしてください）					
子どもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	子どもの様子	17	年齢不相応な性的遊びや発言がある
	2	あざや傷に対する説明が不自然、または話をそらす		18	肌を見せることを嫌がる、又は下着や性器を他者に見せる
	3	過度に緊張し、視線が合わせられない		19	体や衣服の汚れが目立ち臭いがする 同じものを着ている
	4	季節にそぐわない服装をしている		20	忘れ物が多く、持ち物がそろわない
	5	連絡のない遅刻や欠席が多い	保護者の様子	21	子どもがけがや病気をしても医者に見せない
	6	週明けや長期欠席明けはオムツかぶれが頻繁におこる		22	子どものあざや傷、欠席理由を確認すると回答に一貫性がなく不自然である
	7	週明けや長期欠席明けは言動が著しく不安定になる		23	体罰や年齢不相応な養育を「しつけ」、「家庭の方針」と正当化する
	8	食事を与えられていない		24	園に連絡なく無断で休ませる
	9	給食やおやつをガツガツと食べる		25	園からの連絡に応じない
	10	意欲・集中力がなくぼんやりとしている		26	養育への関心が薄い
	11	乱暴・暴言などで他児とトラブルを起こす、すぐカッとなる		27	経済状態が不安定である （無職、不安定な就労形態、借金など）
	12	握手などの身体接触に対して過度に反応する		28	家庭内に不和がある
	13	家に帰りたくないそぶりがある		29	家族の中に病気や障がい、精神不安定な人がいる
	14	自暴自棄な発言や行動がある		30	園が把握していなかった同居者がいる
	15	発達の遅れや問題がある（運動、言語、理解など）		31	親族・近隣からの支援がない
	16	発育の問題がある（肥満、低体重、低身長など）		32	支援に拒否的である

資料 4

【汚染された衣類等の取り扱い】（大田区立保育園）

衣類等の取り扱い		根 拠
(a) 当該児の場合 汚染された衣類等は、保育園では洗わずに、ビニール袋に二重に密封し、保護者に返す。 【望ましい保育園の対応】 汚染物を保管する場合は、保管方法に気を付ける（蓋付きバケツに入れ、保育室外に置く等）	(b) 被汚染児の場合 汚染物は園で消毒・洗濯等処理を行う。 【望ましい保育園の対応】 ・消毒・洗濯等を行う時は、防御対策を行い素手で触らないなど取り扱いに注意をする。 ・次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、衣類の脱色等に注意する。 ・熱水による消毒をする際は、対応者や周囲の環境に十分注意する。 ・汚染された衣類等の取り扱い、被汚染児の衣類等の消毒・洗濯、汚染された衣類の取り扱いについて 別冊資料編 P40～42 参照	(a) 当該児の場合 ・体液には、細菌やウイルスなどの病原体が潜んでいる可能性がある。 ・処理の際に病原体が空气中に飛散・浮遊したり、病原体を含む水しぶきが周囲に飛び散ることによって感染の拡大につながる可能性がある。 (b) 被汚染児の場合 ・当該児の保護者に消毒洗濯を依頼するのは負担が大きい。また、被汚染児の保護者に不要な手間をかけないため。 ・被汚染児の衣類は、保育園で消毒・洗濯をした方が確実である。 ※健康な人の尿は無菌とされていましたが、最近の研究より以下の報告がある。 尿中にウイルスが排出されている状態をウイルス尿症と呼ぶ。 全身感染症になると多くのウイルスでウイルス尿症の状態となる。特に麻疹、ムンプスに多く、サイトメガロウイルス感染、先天性風疹症候群では全身感染状態となってウイルス尿症が長期間続き、尿が感染源になることがある。尿路を感染の主座とするアデノウイルスⅡ型やBKウイルス（ポリオマウイルス）は初期よりウイルス尿症となり尿検体が診断の重要な材料となる。 サイトメガロウイルスの感染経路は母乳感染、尿や唾液による水平感染が主経路であり、産道感染、輸血による感染、性行為による感染なども認められている。初感染を受けた乳幼児はほとんどが不顕性感染の形で、その後数年に渡って尿あるいは唾液中にウイルスを排泄する。このことから、保育園などでこども同士の密接な接触によって感染を受けたり、ウイルスを含む尿との接触により感染源が成立する。 （参考）国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイト 国立病院気候福山医療センター臨床検査科 pp.576-579
【ピアフィールの取り扱いについて】 カバー（青、緑）と本体に分ける。カバーは0.1%次亜塩素酸ナトリウムで10分消毒後、単独で洗濯機で洗う。本体の消毒方法はカバーと同じだが、消毒後水洗いし、水分をよく拭きとった後、陰干しをする。 【マットやカーペットの取り扱いについて】 マットやカーペットが汚染された場合は、汚れを取り除き、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを浸み込ませた布等で覆い、10分程度放置後表面を水拭きする。さらにスチームアイロンで1か所あたり2分程度加熱するとよい。		

※保護者に対して「体液で汚染された衣類等の取り扱いについて」のおたよりを作成し、理解を求める。

被汚染児の衣類等の消毒・洗濯

衣類等が汚染されてしまった場合の消毒については、取り扱った人の手にウイルスが付着し、感染を拡大させてしまう可能性があり、二次感染を防ぐための適切な処理が必要。また、衣類の色落ちなどには十分注意する

<嘔吐物・便で汚れた場合>

- ① 使い捨て手袋とマスク・エプロンを着用する。使用後は、ビニール袋に入れ燃えるごみに出す。
- ② 汚染された衣類等は、ビニール袋に入れ周囲を汚染しないように十分注意する。
- ③ 決められた場所（こどもが触れない場所：汚物槽やモップ洗い用シンク等）で洗う。
- ④ 便・嘔吐物を取り除き、消毒する。

【消毒方法】

0.1%の次亜塩素酸ナトリウムに 10 分ほど浸けるか、0.02%の次亜塩素酸ナトリウムに 30 分から 60 分浸ける。色落ちが心配な場合は、85℃以上で 1 分間か 80℃10 分以上による熱水消毒を行う。

- ⑤ 消毒後、他のものと分けて洗濯する
- ⑥ 洗った場所は、次亜塩素酸ナトリウムを用いて消毒をする。(0.1%希釈液で拭く)
- ⑦ 処理をした後は、石けんと流水でしっかり手洗いし、うがいをする。

<血液・尿で汚れた場合>

- ① 使い捨て手袋とマスク、エプロンを着用する。使用後は、ビニール袋に入れ燃えるごみに出す。
- ② 汚染された衣類等は、ビニール袋に入れ周囲を汚染しないように十分注意する。
- ③ 決められた場所（子どもが触れない場所：汚物槽やモップ洗い用シンク等）で洗う。
- ④ 血液・尿が付いたら、**なるべく早く水でもみ洗い**する。血液は、熱によって血液中のたんぱく質が固まってしまう、よけいに落ちにくくなるためお湯は使わない。

※汚れが落ちにくいときは、中性洗剤を使いもみ洗いしたあと、流水ですすぐ。

【消毒方法】

0.1%の次亜塩素酸ナトリウムに 10 分ほど浸けるか、0.02%の次亜塩素酸ナトリウムに 30 分から 60 分浸ける。色落ちが心配な場合は、85℃以上で 1 分間か 80℃10 分以上による熱水消毒を行う。

- ⑤ 消毒後、他のものと分けて洗濯する。
- ⑥ 洗った場所は、次亜塩素酸ナトリウム液を用いて消毒をする。(0.1%希釈液で拭く)
- ⑦ 処理をした後は、石けんと流水でしっかり手洗いし、うがいをする。

汚れた衣類の取り扱いについてのお願い

嘔吐物や便、尿、血液中には、感染症の原因となる細菌やウイルスが含まれていることがあります。処理をしたとき感染が広がることを防ぐため、保育園では、嘔吐物や便、尿、血液で汚れた衣類は、以下のように取り扱い、ご家庭にお返ししてお洗濯をお願いしています。

ご理解、ご協力よろしくお願いします。

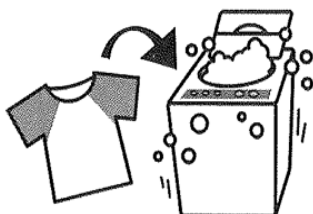
汚れ物の種類	衣類等の取り扱い
嘔吐物	汚れた衣類等は、ビニール袋に密封し、洗わずそのままお返しします。 ・普通便の場合は、固形物を取り除き、洗わないでビニール袋に密封してお返しします。
普通便・下痢便	
尿	
血液	

<家庭での汚れ物の消毒・洗濯の方法>

ご家族にも感染が広がらないように、「素早く、丁寧に、正しい手順」で処理することが大切です。

<汚れた衣類の消毒・洗濯の手順>

【処理をするときは換気を十分にしましょう】



① 使い捨ての手袋とマスク、エプロンを着用します。
使用後は、ビニール袋に入れ燃えるゴミに出します。

② 衣類についた汚れを取り除きます。
※尿や血液は、水でもみ洗いします。お湯を使うと、熱により血液中のたんぱく質が固まってしまい、落ちにくくなります。

③ 0.1%の塩素系漂白剤に 10 分ほど浸けるか、0.02%の塩素系漂白剤に 30 分から 60 分浸ける。色落ちが心配な場合は、85℃以上で1分間か 80℃10 分以上による熱水消毒を行う。

④ 消毒後、他の洗濯物と分けて洗濯します。

⑤ 処理後は、せっけんと流水で手を洗い、うがいをします。

【消毒液の作り方】

水 500ml に対して塩素系漂白剤 2ml
(ペットボトルキャップ 1/2 杯弱)

※ノロウイルスに効果のある消毒液は、
次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）だけです。



1 / 2 杯弱

資料 5

6 こ保発第 10743 号
令和 6 年 5 月 20 日
(公 印 省 略)

各保育園長 様

保育サービス課長

保育所等における熱中症対策について

環境省と気象庁は、熱中症リスクの極めて高い気象条件が予測された場合に「熱中症警戒アラート」を発表してきましたが、これに加えて「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されます。各園におきましては以下の内容をご確認の上、熱中症対策への取組をお願いします。なお、国から通知が発出された場合は、あらためてお知らせします。

1 保育所等における熱中症予防対策

体温調節機能が十分に発達していない乳幼児は、大人よりも熱中症にかかりやすいと言われています。また、成人に比べると発汗機能や腎機能が未熟であるため、脱水症状を起こしやすくなります。日常生活では脱水状態を避けるとともに、体温の上昇を抑えることが重要です。

<留意事項>

環境省などが発表する情報など参考にしながら適切な熱中症予防行動をとります。乳幼児は顔が赤くなるほか、ひどく汗をかいている場合は熱中症を起こしている可能性があります。

(1) 気温・湿度を測定し、暑さ指数(WBGT)を確認しましょう

- ◆ 室温や外気温は、気温計・室温計・WBGT測定器を用いて測定し、活動場所の適否を判断し検討する。熱中症警戒アラートが発表されている場合などは、戸外遊びやプール活動の中止について検討する。
- ◆ 室温や外気温は場所によって異なる。気温計、室温計、WBGT測定器を用いて実測し、記録する。こどもたちの過ごす場所では、こどもの身長の高さで計測する。
- ◆ 戸外では、こどもがいる地表近く（地表からおよそ 50 cmの位置）の気温を実測して記録する。日向や日陰、時間帯によって変化する様子を把握するほか、暑くなったら場所を変えるなどの対応を検討する。
- ◆ エアコンの設定温度が必ずしも室温になるとは限らない。実際の室温に応じてエアコンの設定温度を調整する。室内の実測温度が 28℃（必要に応じてそれ以下）になるようエアコンの設定温度を調整する。
※ 環境省では、快適性を損なわない範囲で省エネルギーを目指すため、室温を夏季 28℃、冬季 20℃とすることを推奨している（設定温度ではない）。
v
- ◆ こどもたちの過ごす場所では、こどもの身長の高さで計測する（冷たい空気は下に、温かい空気は上へのぼる）。

(2) 直射日光を和らげましょう

暑さは場所によって異なります。また、風通しの良さも体感温度に影響します。日よけを活用するほか、日陰を作ったり風の通りを考慮したりするなど、体感温度を低下させる工夫をします。

- ◆ 日よけは、強い日差しを遮る遮熱効果があるが、「日陰だから大丈夫」と思い込まず、外気温やWBGTを計測する。
- ◆ 直射日光を浴びないように、帽子や日よけのあるものなどを着用させる。
- ◆ 通気性がよく袖口や首周りにゆとりがあり、吸水性・速乾性のある衣服が望ましい。

(3) こまめに水分補給・塩分補給を行いましょう

暑い日は活動の強度にかかわらず、こまめに水分を補給します。のどの渴きを感じたときは、体内の水分が減少しているサインです。小さなこどもは、のどの渴きを自分から訴えません。のどが渇く前に水分補給ができるよう配慮します。

- ◆ 活動の前、活動の途中、活動の後など適宜水分補給を行う。
- ◆ 水分補給時は、こどもが飲んだことを確認する。
- ◆ こどもが自由に飲める環境を設定する。
- ◆ 朝ごはん、水分補給を自宅で摂ってから登園するよう周知する。
- ◆ 経口補水液を準備し、必要時に飲ませる。
- ◆ 身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりするときは、こまめに水分補給し、休憩をとる。

2 熱中症発症時の対応

熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送などの処置を行ってください。

また、「参考1」「参考2」の資料を施設内に掲示するなど、緊急時の対応について職員間で情報共有を図ってください。

○ 別紙 環境省「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」リーフレット

各保育園長 様

保育サービス課長

プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について

以下の内容をご確認の上、プール活動等を実施していただきますようお願いいたします。国から通知が発出された場合はあらためてお知らせします。

1 プール活動・水遊びの事故防止について

令和 5 年度に発出された通知を抜粋してお示ししますので、あらためてご確認ください。

1 監視体制の確保

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

2 職員への事前教育

- (1) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分行うこと。

(プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント)

- 監視者は監視に専念する。
- 監視エリア全域をくまなする。
- 動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
- 規則的に視線を動かしながら監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 時間的余裕をもってプール活動行う。 等

(2) 緊急事態の対応等

施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び 119 番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるよう日常において実践的な訓練を行うこと。

「教育・保施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」
(令和 5 年 6 月 7 日付けこども家庭庁等事務連絡より)

2 熱中症事故の防止について

留意事項	説 明
＜プール前の確認＞ ・環境省と気象庁から発表されている熱中症警戒アラートの情報などを確認する。 ・WBGT計測器を用いて活動場所の状況を把握する。 ・外気温、水温、風の状況を確認する。 ・水温は22℃以上とする。33～34℃以上ではプール活動を控える。 ・「水温＋気温」が50℃から65℃の範囲で行う。 ・日よけなどを活用し、直射日光を遮る。 ・散水によりプールサイドを冷却する。 ・準備体操をしっかり行う。	・乳幼児は、体温の調節機能が未発達のため、厳しい暑さの中では体温が上昇しやすい。 ・また、腎機能や発汗機能が未熟であるため、脱水症状を起こしやすく、熱中症になりやすい。 ・WBGTが28℃を超えると熱中症の患者数が急激に増加する。 ・熱中症警戒アラートが発表されている場合などは、活動の中止について検討する。 ・水温が中性水温（33～34℃）より高い場合は、水中でじっとしていても体温が上がる。熱がこもり脱水が進む。 ・「水温＋気温」が65℃以上のときは適さない。 ・日よけネットの下では、日差しを遮り遮熱効果がある。 ・液体が気体になるとき、周囲から熱を吸収する（気化熱）。
＜健康状態の確認＞ ・プールカードや健康カードなどをもとに、こどもの健康状態（食欲、睡眠状態、熱、咳、皮膚の状態、便性など）や、保護者の同意状況などを確認する。 ・こどもの顔色、機嫌、活気について確認する。また、ごろごろしている、ぐったりしているなどいつもと違った様子はないか観察する。 ・こどもの訴えを聞く。例えば、腹痛、頭痛、気持ちが悪い、だるい（倦怠感）などを訴えている場合は健康状態を把握し、必要な処置を行う。	・登園時、保護者とこどもの健康状態について確認する。このとき、プール活動について保護者の同意があったとしても、登園後にこどもの状態が変化した場合は、プールに入る直前の状態を保育士が確認し、熱中症を起こすリスクが高いと判断した場合は、プール活動は行わない。
＜水分補給＞ ・プール活動の前後に水分補給を行う。 ・必要なときに水分と塩分の補給ができるように準備しておく。	・プール活動中に自覚はないが、発汗しているため水分は失われている。 ・口腔内が水で濡れるため、喉の渇きを感じにくいことに注意する。
＜プール活動中の確認＞ ・適宜水温をチェックする。 ・プールに入る時間は、5～15分程度を目安と	・水温が高くなると、体の熱が逃げにくくなり、熱中症を起こしやすくなる。

する。気温、水温、こどもの様子などを把握する。 ・プールに入る前やプールサイドで順番を待つこどもに直射日光が当たらないように配慮する。 ・プール活動中のこどもの動き、顔色、活気などについて、監視者が常に観察する。 ・監視員の熱中症予防にも十分配慮する。	・水温を確認する際は外気温も合わせて確認する。 ・こどもの体調は急激に変化することもある。 ・監視者は監視に専念し、監視エリアの全域をくまなく監視する。
<緊急時の対応> ・全ての職員が心肺蘇生法を習得しておく。 ・AEDの使い方を習得し、設置場所を確認する。 ・緊急連絡体制を整えるとともに、緊急時のシミュレーションを行う。	・2分以内に救命処置を開始した場合の生存率は90%だが10分間放置された場合の救命は困難になる（ドリンカー曲線）。 ・救急車が到着するまでの平均時間は10.3分（総務省「令和5年版 救急・救助の現況の公表」）。また、心停止から1分毎に救命率は7～10%低下する。 ・職員の安全への意識を高め、いざという時のために応急手当の知識と技術を習得しておく。
<プール活動後の確認> ・プール活動後は、からだがかたくなるようにエアコンを調節する。 ・疲れていたり食欲の低下が見られたりすることがあるため、プール活動後は様子の変化に注意する。 ・元気がないときなどは、経口補水液の投与を検討する。	・熱感、顔色、活気、機嫌、ごろごろしているなどの状況が見られ、熱中症か否かの判断に迷った場合は、躊躇せずに経口補水液を飲ませる（意識がしっかりしている場合）。

	年度	大田区立	保育園保健計画						看護師:	
園目標	ありがとうと言える子・人の話が聴ける子・外遊びが好きな子・命を大切にする子				年間 保健目標	- 心身ともに健康なからだを育てる - こども自らが健康と安全に関するちからを身につける				
期ごとの 保健目標	1期(4-5 月)		2期(6-8 月)		3期(9-12 月)		4期(1-3 月)			
	- 新しい環境に慣れ安定して過ごす - 安全に生活できる環境(物・人・事)を整える - 生活リズムを整える		- 歯を大切にする - 梅雨の時期を健康に過ごす - 安全で衛生的な環境の中で、夏の活動を楽しむ		- 安全に運動遊びができる環境を整える - 寒暖や活動に応じた衣類の調節ができる - 手洗いの習慣が身につく		- 感染症を予防し健康的に過ごす - 自分の成長を喜び、からだを大切にす			
保健行事	- 身体計測(月1回) 0歳児健診(月1回以上)		- 内科健診(年2回) - 歯科健診(年2回)		- 職員健診(年1回) - 調理・調乳対応職員腸内細菌検査(月2回)					
保 健 活 動	通 年 的 に 実 施	全職員で情報を共有して取り組む(特に年度当初)		- 発達段階に応じた健康安全衛生管理【保健業務の手引き】 - 環境衛生と整備【保健業務の手引き 大田区保育所感染症ガイドライン】 - 感染症予防及び対策【保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)、大田区保育所における感染症ガイドライン スタダートプリケーション】 - 学校感染症システムの活用 - 集団感染発生時の対応【大田区保育所における感染症ガイドライン】 - アレルギー児の把握 - 事故防止と対策 - 応急救護対応(応急処置・救命処置) - 虐待の予防と早期発見対応 - 害虫対策(毛虫、外来種危険生物の発見と駆除、保育サービス課、保健所や地域課との連携) - アタマジラミの早期発見と予防【保健業務の手引き】 - 特別な配慮、医療的配慮を要する児の把握 - 園児・保育職員健康把握 - 傷病時の対応と事後処理 - 睡眠時の事故予防対策 - 各種記録						
		- 預かり初期の健康状態、睡眠状況の観察と事故予防対策 - 新年度、環境の変化による事故予防 - 進級、新入に伴う保護者会での保健的説明等		- 害虫駆除剤散布(蚊発生予防)及び環境整備 - プール、水遊び安全衛生管理と事故防止対策 - 熱中症対策 - 紫外線対策 - 食中毒予防対応 - 夏季感染症の流行予防と対応		戸外活動(運動会・園外保育を含む)の安全及び健康管理		- 環境衛生(加湿・換気・清潔)管理 - 冬季感染症の流行予防と対応(予防接種状況把握・健康管理) - 新入园児健康診断・オリエンテーション		
	季 節 的 に 実 施									
保 健 指 導 ・ 支 援	園児	- 保育園での安全ルール - 手洗い - 生活リズム (・医療的ケア児への理解)		- 歯科衛生週間にちなんだ教育 - 夏の過ごし方 - プライベートゾーン		- 救急の日になんだ教育(けがの対応・事故予防) - 目の愛護週間にちなんだ教育 - 就学時健診になんだ教育 - 風邪予防		- 風邪予防 - 生活リズム - 就学前になんだ教育 - 命の話(主に年長)		
		- 健康管理、感染症等保育園のルール - 各クラス保護者会に応じた保健指導		熱中症予防対策		インフルエンザ予防接種の奨励		- 予防接種の奨励と接種状況の把握 - 成長記録 - 命の話(主に年長)		
			すこやか子育てだより配信(毎月)		感染症発生時のお知らせ(掲示・コモン配信)		病後児保育のお知らせ(掲示)		各種保健衛生や健康に関する講座等のお知らせ(掲示)	
	職員	- 緊急対応シミュレーションの実施(心肺蘇生・食物アレルギーアナフィラキシー時の対応・熱性けいれん時の対応・医療的ケア児・要配慮児の緊急対応 等) - 日々のけがや病気の対応の共通理解 - 受診対応時及び事後処理の対応 - 嘔吐の処理方法 - 手洗い - エビベン手技								
	地域	1歳児園支援 - 児童館等地域子育て相談支援 - 子育て応援事業に沿ったこと								
ク ラ ス 別 配 慮	0歳児	- 個々の健康状態、発達を把握し、環境の変化による体調の変化に注意する - 衛生的で安全な生活環境を作る - SIDS発生予防のため、睡眠状況を把握する		- 快適に過ごせるよう、水分や休息を適宜取り体調を整える - 清潔に過ごし、皮膚トラブルに注意する - 気温変化に応じ衣類の調節、空調調節を行う		- 個々の体力に応じ戸外遊びを行う - 気温の変化に応じ衣類の調節を行う - 乾燥による皮膚のトラブルを予防する		- 感染症や風邪からの合併症の予防に努める - 健康に快適に過ごせるよう、環境調整を行う - 外気に触れ、丈夫なからだを作れるよう、体調を整える		
				<0歳児>						
	1～2歳児	- 健康面、衛生面に配慮しながら安心して過ごす - 環境を整える。 - 発達に伴うコミュニケーショントラブルを回避できるように、保育士とともに検討していく		- 発達に配慮して、安全に衛生的に沐浴や水遊びを行う - 体温調整が未熟なので、健康状態の把握と環境設定の管理を行う。		<3～5歳児> - 気温や運動量、体調に応じた衣類の調節や薄着の習慣が身につくよう働きかける		<3～5歳児> - 風邪予防の行動が自分から行えるよう働きかける		
				<1～2歳児>						
3～5歳児	- 自分のからだや健康に関心をもち、健康的で安全な生活に必要な習慣や態度が身につくように働きかける - 成長発達に伴う安全管理		- 安全に水遊びが楽しめるよう個々の健康状態を確認する <3～5歳児> - 安全にプール・水遊びが楽しめるよう個々の健康状態を確認する		きがや危険時の対処法が身につく					

資料 8

年齢別健康教育 (No. 1)

	目的	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
虫歯予防	口の中を清潔にして、虫歯予防の大切さを知る (口腔内の食物残渣物を少なくする)	①食後、おやつ後に白湯、お茶を飲む	①食後、おやつ後に白湯、お茶を飲む ②食後に水道の所でブクブクをする	①食後、おやつ後に白湯、麦茶を飲む ②ガラガラうがいをする	① (同左) ② (同左)	①同左 ② (同左)	① (同左) ② (同左)
	よい食習慣をつく	① 離乳食が正しく進む	①毎食バランスの良い食事を摂る ② 一日 30 品目を摂ることを目標にする	① (同左) ② (同左)	① (同左) ② (同左) ③虫歯についての簡単な話を聞いたり、絵本、紙芝居、スライド等を見る	① (同左) ② (同左) ③ (同左)	① (同左) ② (同左) ③ (同左)
歯磨き	ブラッシングすることによりプラークコントロールをし虫歯を予防する	① 家庭で保護者に磨いてもらう・乳児期から口の中の清潔の維持に努める	① (同左)	① (同左)	①できれば歯磨きの練習を試みる	① 歯磨きをする ② 染め出しをして歯の汚れを知る ③ 永久歯についての話を聞き関心を持つ ④ 6 歳臼歯の虫歯予防と 6 歳臼歯に一本磨きを覚える	① (同左) ②染め出しをして歯汚れを知り、完全に汚れを落せるように磨き方を工夫する ③ 100% 磨きができるように練習する
歯科健康診査	虫歯、歯並び、歯周疾患、歯牙の清掃状況等、口腔内の異常をみる	①異常や虫歯が発見されたらきちんと対処する	① (同左)	① (同左) ②フッ素塗布等の積極的な虫歯予防処置を受ける	① (同左) ② (同左)	① (同左) ② (同左)	① (同左) ② (同左)

3 年齢別健康教育 (No.2)

	目的	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
顔の清潔	食物を摂るときは清潔にする 食後の汚れを取り、皮膚を清潔にする	①食事の前後に顔を拭いてもらう	①(同左)	①汚れた時は拭いてもらったり、洗ってもらったりする ②自らも拭いたり、拭こうとしたりする	①汚れたら促されて拭く	①汚さないで食べる ②汚れたら自分で気づいて拭く	①(同左) ②(同左)
のどの清潔	うがいをしてのどに湿り気を与え、埃や細菌等を取り除く うがいをすることで、のどの粘膜を鍛錬する(感染に対する防御機能を高める)	①戸外遊び後や睡眠後等適宜白湯、お茶を飲む	①(同左)	①戸外遊びの後や促されてガラガラうがいする	①(同左) ②かぜ等の感染症で発病や重症化を防ぐのに役立つ事を知る	①必要に応じて促されてガラガラうがいをする ②(同左)	①必要に応じて促されなくても積極的にガラガラうがいをする
目の清潔	・目やにをそのままにしておくと鼻涙管等が閉塞する適宜清拭するしてもらう ・目やには伝染力があるので他へ伝染しないようにする	①固まった目やにが付着しているときに、また目やにが出ているときには拭き綿を微温湯で湿らせてからふき取ってもらう ②砂等の異物が入った時は、微温湯で洗眼してもらう ③目やにが続く場合には治療を受ける	①(同左) ②(同左) ③目やにが出ているときには必ず受診治療を受ける	①(同左) ②(同左) ③(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④目やにがついているときは促されて拭いたり拭く(または拭いてもらう)	①(同左) ③(同左) ④(同左) ⑤(同左)

3 年齢別健康教育 (No.3)

	目的	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
目の保護	・視力への悪影響予防 ・髪を長くすると目に入るがあり、それが角膜の表面を傷つけることになり、視力障害を起こす可能性がある	①目に前髪が入らないように常に短く切ってもらう ②テレビを近い所で見ない(画面の大きさを基準にするが、最低 2.5～3m 離れる) ③テレビを見る時間を短くする(時間を決める)	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④テレビを付けっ放しにしない ⑤食事の時間は消す ⑥テレビを見た後やゲームをした後は遠くの景色、空を見るようにする	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④(同左) ⑤(同左) ⑥(同左) ⑦3歳児健康診断で視力検査を受ける	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④(同左) ⑤(同左) ⑥(同左) ⑦後期になって視力検査を受ける(異常と思われるときは園医の助言を得て専門医へ受診する) ⑧目の調節機能が良くなる戸外運動を多くする	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④(同左) ⑤(同左) ⑥(同左) ⑦視力測定を受ける ⑧(同左) ⑨テレビゲームをするときは 30分したら休み、外を見る(目を休め調節機能の回復を図る)	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④(同左) ⑤(同左) ⑥(同左) ⑦(同左) ⑧(同左) ⑨(同左)
髪の清潔	・新陳代謝が旺盛で汗もかきやすい。遊びの中で不潔になりやすいので清潔にする必要がある ・身だしなみを整える	①沐浴、清拭後にくしでとかしてもらう ②埃などで毛玉ができたらかしってもらう ③理想的には前髪は眉より上に、後ろ髪は襟足を出す	①温水遊び、シャワー後くしでとかしてもらう ②(同左) ③(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左)	①水遊び、シャワー後拭いてもらったり拭こうとする ②水遊び後拭いてから髪をとかす ③(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左)
耳の清潔	耳垢が詰まると聞こえにくくまた、水が入りふやけることで細菌が繁殖しやすいので防止する	①耳垢が硬くなつてふさがっているときは耳鼻科を受診する	①(同左) ②(同左)	①(同左) ②(同左)	①(同左) ②(同左)	①(同左) ②(同左)	①(同左) ②(同左)

3 年齢別健康教育 (No.4)

	目的	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
鼻の清掃	・乳児の鼻の穴は狭く、鼻くそ、鼻汁で鼻閉を起こしやすい。清潔にし詰まらないようにする ・鼻汁から結膜炎の併発を防ぐ	①外から硬い鼻くそが見える時はピンセットで取ってもらう ②鼻くそが硬く傷つきやすい時は空気の乾燥を防ぐようにしてもらう	①(同左) ②(同左)	①鼻汁を拭いてもらうとき、口を閉じて少しずつ「フン」と鼻汁を出す(片方ずつ)	①鼻汁がでているとき、促されたり自分で気づいたりしてかむ(片方ずつ)	①鼻汁が出たら気づいて自分でかむ(片方ずつ)	①(同左)
手指の清潔	手指の清潔は感染予防上重要であることを知る	①食事の前後、外から帰った時に拭いてもらう(洗ってもらうこともある)	①食事の前後、排泄後、外から帰った時に石けんと流水を使用して手を洗う	①(同左) ②手洗いの順序を知る	①(同左) ②(同左) ③必要に応じて、汚れたら気づいて自ら洗う	①(同左) ②(同左) ③(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左)
爪の清潔	子どもの爪の成長は早く、伸びていると破損して細菌感染から炎症を起こしやすい適切に切る	①爪は、こまめに切ってもらう(最低週1回、足も忘れずに)	①(同左)	①(同左)	①(同左)	①爪が伸びていることに気づき、切ってもらう	①(同左)
皮膚の清潔	とびひの防止や湿疹の予防、悪化防止の上で大切であることを知る	①発汗、汚れた時に拭いてもらう ②外で遊んだあとは手足を洗ってもらう ③午睡前に足を拭いてもらう ④沐浴をする(夏期)	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④シャワー(夏季)	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④(同左)	①汗をかいたら促されて拭く ②外から帰ってきたとき手足を洗う ③午睡前、足を拭く ④(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左) ④(同左)

3 年齢別健康教育 (No.5)

	目的	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
正しい姿勢	- 生活の中で、座ることに関係の深いイス、テーブルは子どもの年齢、発達に合ったものを使用しないと不自然な悪い姿勢になる - 正しい座り方をしないと背筋が曲がり、背骨がゆがんだりする	①子ども、イス、テーブルの高さが適切なものに座らせてもらう ②寝返り、這い這い等発達の順序でできる環境で遊ばせてもらう ↓ 真っ直ぐ立ったり、体を支える背骨と筋肉を十分に使う(裸足でしっかり歩く)	①(同左) ②室内では裸足で遊ぶ ③屋外遊びの時は靴を履かせてもらう(履く)	①(同左) ②イス座るときには深く腰掛け、寄り掛かったり、背中を丸めたりしないようにする ③絵本やテレビを見る時は腹這いや寝ころがらない	①(同左) ②(同左) ③(同左)	①(同左) ②座るときは正しい姿勢で座ることに気づいて座る ③(同左)	①(同左) ②(同左) ③(同左)

